

## 政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の類の制限等について

公職の候補者又は公職の候補者となろうとするもの（現に公職にあるものを含む。以下「公職の候補者等」という。）及び当該候補者等の後援団体（栃木県選挙管理委員会に政治活動団体として届出し、登録されている後援団体）が、政治活動のために使用する事務所において掲示する立札及び看板の類については、次の通り制限があります。（公職選挙法第143条第16項、第17項及び公職選挙法施行令第110条の5）

### 1 立札及び看板の類の総数の制限

立札及び看板の類は、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて、次の表に掲げる枚数まで掲示することができます。

選挙の種類		公職の候補者	後援団体	証票交付申請先
栃木県	知事	14	21	栃木県 選挙管理委員会
	議会議員	6	6	
市	長	6	6	大田原市 選挙管理委員会
	議会議員	6	6	

### 2 事務所ごとの数の制限

立札及び看板の類は、1つの事務所に2枚まで掲示できます。

（ただし、1枚の立札及び看板の類で、その両面を使用したものは2枚と数えます。）

### 3 大きさの制限

立札及び看板の類の大きさは、縦150cm以内、横40cm以内です。

（ただし、足をつけた場合はその長さを含む。）

### 4 選挙管理委員会の交付する証票の貼付

立札及び看板の類には、前面の見えやすいところに、1枚ごとに、選挙管理委員会の交付する「証票」を貼付しないと掲示することができません。

## 5 掲示上の注意

立札及び看板の類は、「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」設置することができます。したがって、事務所がある場所において掲示することができます。届け出た以外の場所や、事務所としての実体のない場所（交差点や駐車場、田畑や空き地等）、事務所の道を隔てた反対側や相当離れた場所には掲示できません。

以上のほか、実際に掲示をする際に注意すべき事項は以下のとおりです。

- ・カーブミラー等の公の工作物に許可なく立札及び看板の類を取り付けることはできません。

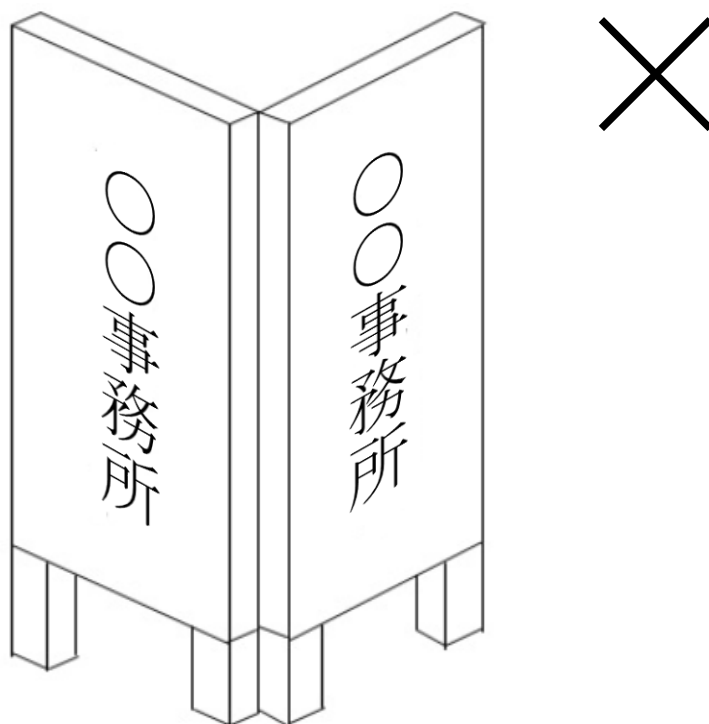
- ・立札及び看板の類の記載内容は、選挙運動にわたるものであってはいけません。

- ・中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札及び看板の類とは認められません。

- ・立札及び看板の類は、選挙運動期間中に新たに掲示することはできませんが、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙運動期間中も続けて掲示しておくことができます。

- ・証票の有効期限に注意してください。

- ・三角柱や円錐のように立体的になったものや、下図のようなものは使用できません。



## 6 設置場所の変更及び廃止

立札及び看板の類は、選挙管理委員会に届けた場所以外に設置することはできません。設置場所を変更・廃止する場合は、移動（廃止）届を選挙管理委員会に提出してください。

## 7 罰則規定

証票の交付枚数や、立札及び看板の大きさ、または政治活動に使用する事務所の実態のない所への掲示（たとえ証票が貼付されていても）など、違反がある場合は、2年以下の禁固または50万円以下の罰金に処されます。（公職選挙法第243条第1項第4号）

## ○ 公職選挙法（抜粋）

（文書図画の掲示）

### 第143条

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

(1) 立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの

（略）

17 前項第1号の立札及び看板の類は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

（略）

（選挙運動に関する各種制限違反、その1）

第243条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

（略）

(4) 第143条又は第144条の規定に違反して文書図画を掲示した者

（略）

（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第252条 この章に掲げる罪（第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3及び第253条の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪（第253条の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しな

い。

(略)

○ 公職選挙法施行令（抜粋）

（後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等）

第110条の5 法第143条第16項第1号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）1人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）のすべてを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(略)

(5) 公職の候補者等が都道府県の議会の議員，市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり，又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合

6

(略)

4 法第143条第17項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の交付する証票を用いてしなければならない。

(略)